

## 村山市下水道及び農業集落排水区域外の公共汚水柵設置に関する要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、村山市の下水道及び農業集落排水（以下「下水道等」という。）の普及率及び水洗化率の向上を図り、定住促進、地域の活性化に資するため、下水道等の区域外で、前面公道に下水道等の污水管が埋設されている土地への公共汚水柵を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道区域とは、下水道法第5条第1項の5で定められた区域をいう。
- (2) 農業集落排水区域とは、土地改良法第57条の4第2項で定められた区域をいう。
- (3) 公道とは、次に掲げる道路をいう。
  - ア 道路法第3条に規定する道路
  - イ アの道路法の適用を受けない道路で村山市が管理する法定外道路
  - ウ 国、地方公共団体または土地改良区等が管理し、一般交通の用に供されている農道
- (4) 污水管とは、各家庭から排出された汚水を、汚水処理施設まで流すために、公道に埋設されている管をいう。
- (5) 公共汚水柵とは、各家庭から排出される汚水を、污水管に流すために接続する、公共汚水柵を使用する者（以下「使用者」という。）の敷地内に設置されている柵をいう。

### (申請)

**第3条** 公共汚水柵設置の際に使用者は、公共下水道・農業集落排水汚水柵設置申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。なお、使用者は申請に先立ち、申請内容の事前相談を行うものとする。

#### (設置の可否)

**第4条** 市長は、前条の規定により申請があった場合は、必要な調査を行い、別途定める基準に基づき設置の可否を決定し、公共下水道・農業集落排水汚水柵設置決定通知書(別記様式第2号)により使用者に通知するものとする。

#### (公共汚水柵の設置)

**第5条** 公共汚水柵の設置は、予算の範囲内において、市の負担で行うものとする。

#### (受益者負担)

**第6条** 使用者は、公共汚水柵の設置完了後、市に対し別表に示した区域の場所に該当する下水道事業受益者負担金もしくは農業集落排水事業分担金を支払うものとする。

#### (個人施工の場合)

**第7条** 使用者の都合等により、止むを得ず個人の費用にて公共汚水柵を設置する場合でも、要綱第3条による申請を行い、設置完了後に市へ引渡すものとする。

2 使用者は、個人で設置の場合においても、要綱第6条に定める負担金もしくは分担金を支払うものとする。

3 個人で設置の場合に要する提出資料については、市が指示する資料を提出し承認を受けるものとする。

#### (申請の取下げ)

**第8条** 使用者が申請を取下げの場合は、市に対し公共下水道・農業集落排水汚水柵設置取下げ届出書(別記様式第3号)を提出するものとする。

2 届出書の提出前に、市が公共汚水柵の設置に関する事務等を既に開始している場合は、届出を認めないものとする。

3 前項の事案が発生した場合、市は申請のあった箇所に公共汚水柵の設置を行い、使用者は市に対し、要綱第6条に該当する負担金もしくは分担金を支払うものとする。

(申請の除外事項)

第9条 この要綱は、あくまで公共汚水柵のみを設置するための要綱であり、汚水管の埋設整備が必要となる公共汚水柵の設置は、除外するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

区域の場所	負担金額	負担金の 納入方法	備 考
都市計画区域内の 下水道区域	対象面積×350 円/m <sup>2</sup>	一括納付か 分割納付	十円未満切捨
都市計画区域外の 下水道区域	対象面積×390 円/m <sup>2</sup>	〃	〃
袖崎地区 農業集落排水区域	319,000 円	一括納付	
赤石高玉地区 農業集落排水区域	476,000 円	〃	

## 村山市下水道及び農業集落排水区域外の 公共汚水柵設置に関する要綱取扱基準

**第1条** 本取扱基準は、村山市下水道及び農業集落排水区域外の公共汚水柵設置に関する要綱の施行に必要な基準を定めるものとする。

**第2条** 使用者は、第3条の公共下水道・農業集落排水汚水柵設置申請書（別記様式第1号）を提出する場合、次に掲げる資料を添付するものとする。

- ア 申請箇所を示した位置図
- イ 建屋等の計画平面図
- ウ 申請箇所の公図の写し
- エ 公共汚水柵設置申込書

**第3条** 本要綱第4条の設置の可否は、次に定める条件を考慮し、総合的な観点から公共汚水柵設置を判断するものとする。

- (1) 前面道路に埋設されている下水道等污水管から容易に取付られるものであること。
- (2) 当該公共汚水柵設置が、本要綱第1条の目的に沿うものであること。

**第4条** 公共汚水柵設置後の排水設備工事等については、従前どおりとする。